

2021 年度 学費分納【前期】大学院

1. 学費分納

学費分納制度は、様々な事情により学費の一括納付が困難な学生に対し、半期の学費を4回に分けて納入することができる制度です。分納を希望する場合は、「学費分納願」と「収入に関する証明書」を提出し、許可を受ける必要があります。ご家族の方とよく相談し、必ず学生本人が手続きを行ってください。また、新入生は前期の学費分納が認められておらず、後期以降の取扱いとなりますのでご注意ください。

➤ 分納金額

入学年度・所属学部により学費が異なりますので、各自ご確認をお願いします。※委託徴収金は前期の学費とともに徴収しています。各月末の納入期日（納入期日の末日が休日等の場合はその翌日とする）までに納入してください。

2020 年度入学生 2021 年度前期学費分納金額一覧 (円)

分納回	納入期限	法 経 済	人間文化	心理	栄養	薬	食品薬品	総リハ (医療)	総リハ (社会)
1・2回目	6月30日	63,250	63,250	90,000	77,000	82,500	82,500	82,500	74,250
	6月30日	63,250	63,250	90,000	77,000	82,500	82,500	82,500	74,250
3・4回目	8月2日	63,250	63,250	90,000	77,000	82,500	82,500	82,500	74,250
	8月2日	63,250	63,250	90,000	77,000	82,500	82,500	82,500	74,250
学費計(半期)		253,000	253,000	360,000	308,000	330,000	330,000	330,000	297,000

2. 手続きの流れ

内容	日程	場所 (提出先含む)	準備するもの
分納願受付期間	4月1日(木)~6月11日(金) ※土日除く窓口受付時間内 (郵送の場合は6月11日必着)	郵送もしくは、下記窓口に提出 KPC1: A号館1階 KPC学生支援センター KAC: 3号館1階 KAC学生支援センター	学生証、学費分納願 収入に関する証明書
分納許可発表日	6月18日(金) 13:00頃	学内情報サービスよりメール配信	学生証
分納許可者説明会	6月22日(火) 12:55開始	KPC1: D101 KAC: 622	学生証 筆記用具

※2020年度はコロナ禍における対応策として、対面での説明会を実施せず、分納許可後に大学から保証人住所宛に必要書類を送付しました。2021年度前期からの授業は対面式を基本として実施することになったため、学費分納許可者説明会についても参加を必須とします。説明会場で、学生本人に許可証および振込依頼書を手交します。実習等やむを得ない事情により参加できない場合は、事前に学生支援センターに申し出てください。

3. 提出する書類

提出書類は、①学費分納願(別紙) ②収入に関する証明書の2点です。収入に関する証明書は、保護者の方(父母等)に準備していただく必要があります。次頁の表を確認し、該当する書類を提出してください。

—「収入に関する証明書」について—

- 1) 提出書類はすべて写し(コピー)でかまいません。
- 2) 保護者の方(父母等)の収入の有無に関わらず、必ず「収入に関する証明書」を提出してください。
- 3) 複数の職業(収入)がある場合は、それぞれの収入についての書類を提出してください。
- 4) 添付書類について不明な点は、お問い合わせ先で確認してください。

<収入証明書類>

現在の職業	提出する書類	発行先
給与所得・アルバイト・パートの方	源泉徴収票（2020年分）のコピー	勤務先
退職（予定）の方	退職（予定）証明書と 退職金支給額（予定）証明書のコピー	
年金・恩給・生活保護・母子手当等がある方	支給通知書（最新のもの）のコピー	関係官庁
出願時に失業給付金を受けている方	雇用保険受給資格者証のコピー	職業安定所
自営業の方 商・工・林・水産・農業所得の方または、配当・ 不動産所得・雑所得のある方	2020年分確定申告書のコピー	税務署
収入のない方または、 上記に該当するが必要書類を提出できない方	所得証明書 ※発行日が提出日より3ヶ月以内のもの。コピー可。	市町村役所

4. 分納期限内に納入できなかった場合の取扱い

分納を許可された方が期限内に納入出来なかった場合は、分納を取消し、学費未納者として取扱います。なお、一度分納の許可を取り消された方は、当該年度の分納を認めません。

6月30日納入期限 (1・2回目)未納の場合	除籍となります。学生および保証人宛てに郵送される「除籍通知」を確認し、 復籍期間内に未納の学費等を納入し、必要な手続きをすれば復籍することができます。 ※除籍中は、諸証明の発行停止他の措置が取られます。
8月2日納入期限 (3・4回目)未納の場合	除籍確定となります。(納入金額が一部あっても返金されません)

5. 学費分納特別猶予願について

やむを得ない事情により、所定の期限までに納入できないときは「学費分納特別猶予願」をその分納回ごとに提出し、許可を受ける必要があります。 学費分納特別猶予願は、下記窓口または、大学HPの「学費分納制度」から入手してください。

掲載場所：神戸学院大学>奨学金・奨励金制度>大学独自の経済支援制度>学費分納制度

6. 休学について

分納の許可後に休学する場合は必ず学費分納辞退届を提出してください。辞退届は下記窓口または、大学HPから入手してください。

7. 注意・確認事項

- ① 「学費分納願」や「学費分納特別猶予願」の期限を過ぎての提出は一切認めませんのでご注意ください。
- ② 提出書類に不備や確認事項があった場合、大学から連絡することがあります。速やかにご対応ください。
- ③ 学費分納に係る手続きや、大学からの連絡応答等は、原則学生本人が行ってください。
- ④ 3・4回目の納入期限である8月2日(月)は、学費納入の最終期限であり、これ以上の延期はできません。
- ⑤ 「学費分納願」や「学費分納特別猶予願」に記載される個人情報については、神戸学院大学学費分納許可に係わる業務のためにのみ利用するものであり、その他の目的に使用されることは一切ありません。

*****【学費分納願および収入証明書類の送付先、お問い合わせ先電話番号】*****

- > 法学研究科、薬学研究科、食品薬品総合科学研究科
〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3
神戸学院大学 学生支援センター (KPC1) 学費分納担当
TEL. 078-974-4084
- > 経済学研究科、人間文化科学研究科、心理学研究科、総合リハビリテーション学研究科、栄養学研究科
〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬518
神戸学院大学 学生支援センター (KAC) 学費分納担当
TEL. 078-974-1473

(電話でのお問合せ対応時間は、土日祝日をのぞく、平日9:00~11:45、12:45~17:00となります。)